

上越市自治基本条例 改正案

下線部分が改正箇所

改 正 案	改 正 前
<p>第5章 市政運営 (出資法人) 第27条 市長は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資法人」という。）に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう経営状況について報告を徴するほか、助言その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により報告のあった経営状況に基づき説明書類を作成し、議会に提出するとともに、市民に周知するものとする。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p>	<p>第5章 市政運営</p>
<p>第28条～第45条 略</p>	<p>第27条～第44条 略</p>